

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人 誠求社

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人誠求社（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給できるものとする。
- 3 職員としての立場を有する理事に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の理事の各年度の報酬総額は、各理事一人あたり50万円を超えない範囲とする。

- 2 この法人の監事の各年度の報酬総額は、各監事一人あたり50万円を超えない範囲とする。
- 3 役員及び評議員に対する報酬は、別記「役員及び評議員の報酬等」に基づき支給することができる。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長及び業務執行理事（以下「理事長等」という。）並びに理事が理事会に出席したときは、別記表（1）により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別記表（1）により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事長等の勤務報酬等)

第6条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別記表（2）により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別記表（2）により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事が使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別記表（1）により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日にあわせて幹事業務を行った場合であっても、第2項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立ち合い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別記表（2）により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(費用弁償の支給)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、別記表（3）により報酬及び旅費等を支給することができる。

3 旅費は、実費を支給する。

4 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

(報酬等の支給日)

第9条 役員及び評議員の報酬等がある場合は、必要的都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第10条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公 表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める

報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 足)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年4月1日より適用する。

この規程は平成31年4月1日より適用する。

この規程は令和2年4月1日より適用する。

別記 役員及び評議員の報酬等

(1) 理事会・評議員会等出席報酬等

	報 酬	実費弁償費
役 員		
評 議 員	10000円	5000円

(2) その他業務に係る報酬等

	報 酬	実費弁償費
役 員		
評 議 員	20000円	5000円

(3) 出張旅費等

	宿泊費	日当	その他
役 員			
評 議 員	実費	10000円	実費